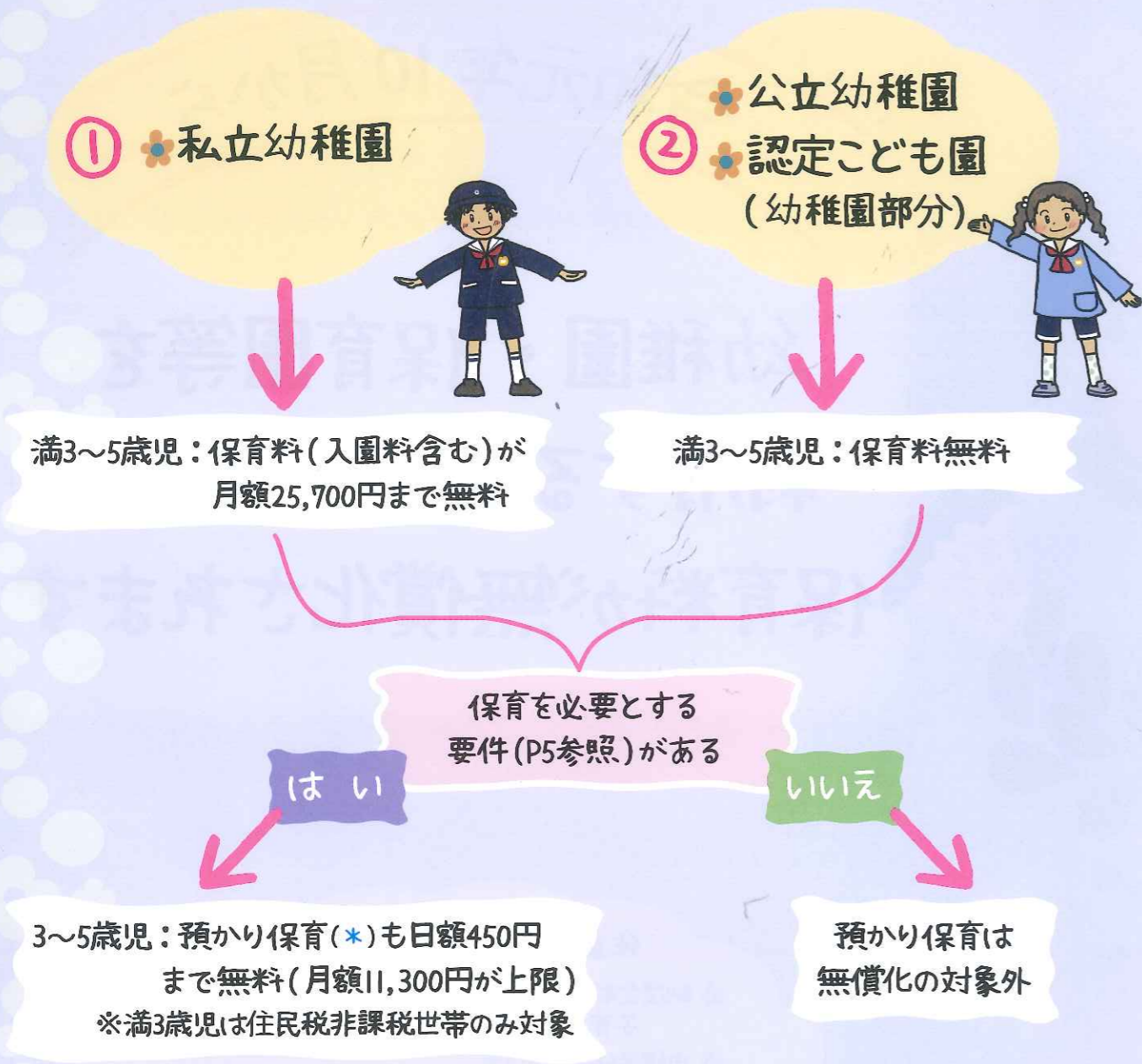


保育料の無償化は施設・

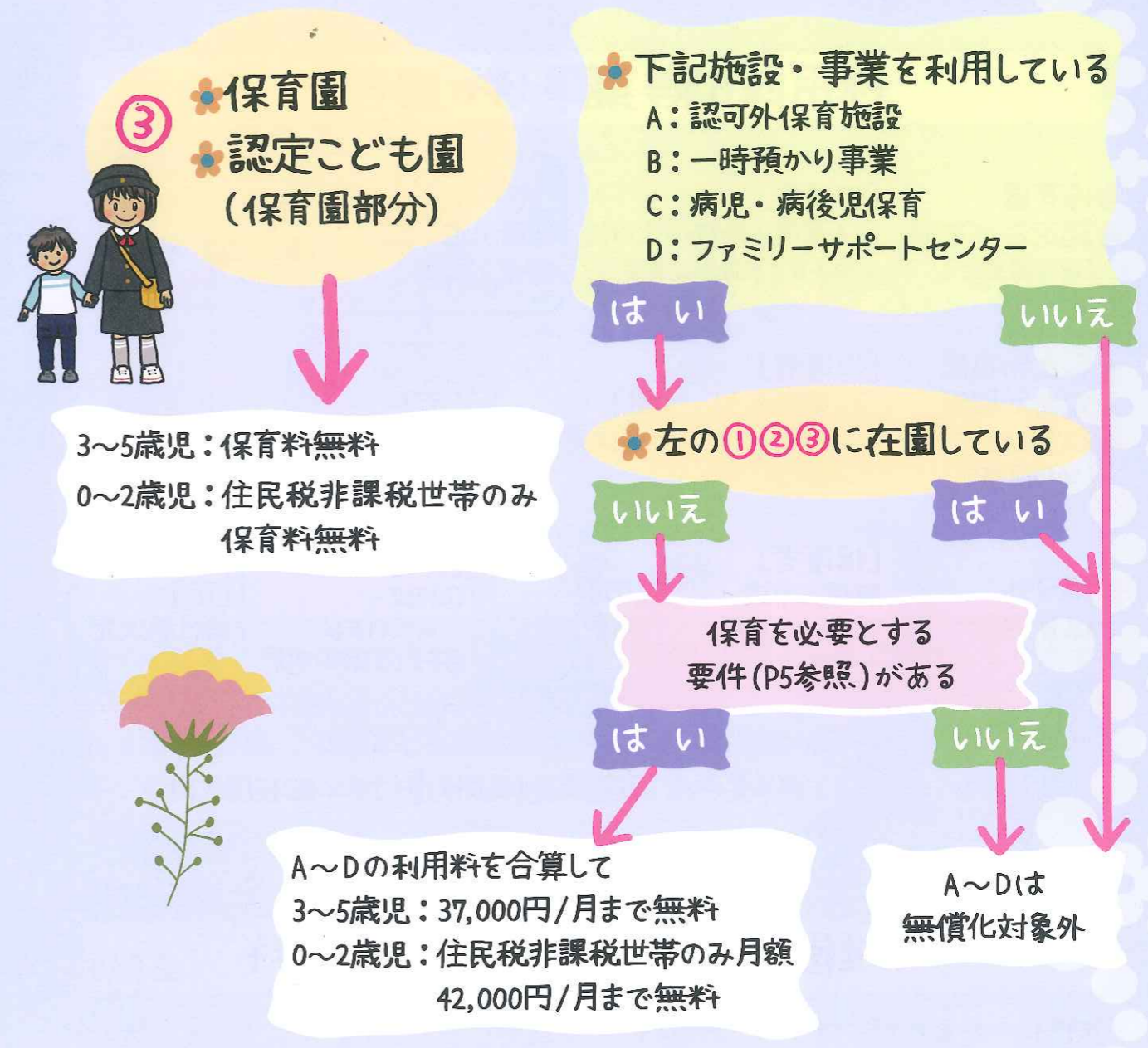
子どもの年齢によって異なります



* 幼稚園の教育時間の前後や、夏休み等の長期休業期間中の預かりをいいます。

無償化の対象とならない費用があります

● 制服代、バス送迎費、行事費、給食費、保育園の延長保育料などは無償化の対象となりませんので、保護者の実費負担となります。



障害児通所施設等を利用する場合

- 就学前の障害児の発達支援(いわゆる障害児通所施設等)を利用する子について、3~5歳児の利用料が無料になります。
- 幼稚園、保育園、認定こども園、認可外保育施設等と障害児通所施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。
- 既に障害児通所給付費の支給決定を受けている子については、無償化のための新たな申請等は必要ありません。